

**国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」の主な変更点
を踏まえた「第6次岡山県人権政策推進指針」の答申案**

資料No. 5

(1) 「ビジネスと人権」について

該当章	第2章
該当項目	2 国際的潮流の動向
有識者検討会における提言	【経緯】（国基本計画より抜粋） ・本来、人権を保護するのは国家の責務であるが、国際的な巨大企業の出現等に伴い、企業活動が社会や人権に与える影響について関心が高まり、<u>企業活動における人権の尊重を求める声が高まる中、平成23（2011）年に国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持された。</u> ・我が国では、この指導原則が政策に反映され、企業活動における人権尊重の促進を図ることを目的として、令和2年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」が策定された。さらに、経済協力開発機構（OECD）による「多国籍企業行動指針」の2011年改訂、国際労働機関（ILO）による「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」の2017年改定に際して、企業の人権尊重責任が盛り込まれたことも踏まえ、これらの国際スタンダードを踏まえた<u>企業による人権尊重の取組を更に促進すべく、令和4年9月、政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定した。</u>（抜粋終了） ・「ビジネスと人権」の議論においては、指導原則が、企業と人権との関係を「人権を保護する国家義務」、「人権を尊重する企業の責任」及び「救済へのアクセス」の三つの柱に分類し、それぞれの観点での取組を実施することを求めている。今後は、<u>人権尊重の責任を果たす各企業が、「人権とは何か」ということへの認識が深められる人権教育・啓発を推進する必要がある。</u> ・現行の基本計画では特に言及されていないが、「ビジネスと人権」の議論の中で、企業等にも人権尊重の責任があるとされていることを踏まえると、基本計画を見直す際には、<u>企業等の経営者・幹部等を含め、社会に影響力のある立場の人々に対する人権研修を実施する必要性について言及することが期待される。</u>
計画の変更内容	「ビジネスと人権」に関する記載を追加
指針骨子の方向性（案）	・骨子での位置付けは行わない。 ・素案で、国等の取組についての記載を検討する。



【第6次指針答申案】

第1章 背景 (P3)	2 人権をめぐる国内外の取組 （1）国際社会の取組 企業活動における人権尊重については、平成23(2011)年の国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持され、国ではこの指導原則を踏まえ、令和2(2020)年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」を策定しています。
第3章 施策の推進方策 (P13)	2 人権啓発・人権教育 (2) さまざまな場での啓発・教育 ウ 企業等における啓発・教育 企業等には、社会を構成する一員として、人権や環境等に配慮して行動する「企業の社会的責任」を果たすことが求められ、また、近年の「ビジネスと人権」に関する社会的な関心の高まりを背景に、企業活動における人権を尊重した行動を行うことが求められています。 県では企業等の取組を促進するため、国等と連携・協力し、情報提供や人権研修等を実施します。

**国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」の主な変更点
を踏まえた「第6次岡山県人権政策推進指針」の答申案**

資料No. 5

(2) 「インターネット上の人権侵害」の位置づけ

該当章	第5章
該当項目	2 各人権課題に対する取組
有識者検討会における提言	・<u>インターネット上の人権侵害は、その手段としてインターネットが利用され、誹謗中傷やプライバシー侵害といった誰もが被害者となり得る事案が存在する一方で、外国人やアイヌ民族など特定の属性の被害者に対する人権侵害として、ヘイトスピーチ等の差別的言動が問題となっている。このほか、インターネット上のいじめやリベンジポルノ、特定の地域を同和地区と指摘する情報の問題もある。これらは、複数の個別の人権課題に横断的にまたがる問題であるという点で、基本計画に掲げられている他の課題とは異なる特質を有している。そのため、基本計画を見直すに当たっては、インターネット上の人権侵害の位置づけについて検討する必要がある。</u> ・基本計画を見直す場合は、その総論部分にインターネット上の人権侵害に関する問題状況とそれを踏まえた対応について言及した上で、関連する個別の人権課題の中でもインターネット上の人権侵害について触れる、という方法論が提示された一方で、令和4年度に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」において、半数以上の回答者が、関心のある人権課題として「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」を挙げているという現状を踏まえると、<u>現行の基本計画のとおり、インターネット上の人権侵害を個別の人権課題として維持しつつ、関連する別の人権課題に関する記載の中でもインターネット上の問題について取り上げるという方法が望ましいとの意見も出された。</u> ・いずれにしても、インターネット上の人権侵害が複数の個別の人権課題に関わる課題横断的な問題であることを踏まえ、基本計画を見直す際には、<u>それぞれの問題状況を踏まえた人権教育・啓発の在り方を示すことが重要である。</u>
計画の変更内容	・課題横断的な人権課題に対する取組として位置づけを整理
指針骨子の方向性（案）	・国の第二次計画を踏まえ、「課題横断的な人権課題」として「インターネット上の人権侵害」と記載 ・各人権課題からは削除



【第6次指針答申案】

第4章 課題別施策の推進 (P18・P21)	1 課題横断的な人権課題 情報化の進展に伴い、さまざまな人権課題に関連して、インターネットを介した人権侵害が深刻化しています。このような状況を踏まえ、「インターネット上の人権侵害」を課題横断的な人権課題(*19)と位置付け、各人権課題に対する取組と併せて、人権施策を総合的に推進する必要があります。 (*19)課題横断的な人権課題：特定の分野やテーマに限定されず、いずれの人権課題にも関連しており、その解消が、各人権課題を解消する上で不可欠なもの。インターネットがコミュニケーションツールとして普及する一方で、誹謗中傷や事件・犯罪にまきこまれるきっかけになるなどの問題が発生し、深刻化している。
------------------------------	--

**国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」の主な変更点
を踏まえた「第6次岡山県人権政策推進指針」の答申案**

資料No. 5

第4章 課題別施策の推進 (P20)	(1) インターネット上の人権侵害 イ 基本的な施策の方向 (ア) 情報リテラシー向上運動の推進 　　広く県民に向けて、誹謗中傷の被害者にならないための留意点等の周知のほか、「責任ある情報発信」という観点から差別を助長したり人権を侵害したりするような情報発信をしないよう、県のホームページ等を通じ、情報リテラシー向上のための啓発に努めます。
第4章 課題別施策の推進 (P21)	イ 基本的な施策の方向 (ウ) インターネット等青少年を取り巻く問題への対応 　　学校や教育委員会においては、これまでのインターネット上のいじめや依存症だけでなく、誹謗中傷や不適切な書き込み等の問題点や危険性を踏まえ、児童生徒が被害者にならないための留意点や、被害者になった場合の適切な対応方法の周知を図ります。また、「責任ある情報発信」という観点から加害者にならないための教育・啓発にも重点を置き、引き続き教員の指導力の向上、情報モラル教育の充実を図るとともに、スマートフォン等の利用に関する適切なルール作り等について、児童生徒の主体的な活動の促進や家庭・地域等への啓発を行うなど、子どもを守る取組を進めます。